

第4回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例 検討委員会 会議録

●開催日時

令和5年9月28日（木）午後7時00分～9時00分

●開催場所

阪南市役所 別棟1階 第2会議室

●出席者

【委員】（委員長、副委員長、50音順）

卜田委員長、森下副委員長、有岡委員、市口委員、井上委員、太田委員、
笠松委員、車谷委員、杉本委員、田中委員、南委員、若野委員

【事務局】

魚見総務部長、伊瀬生涯学習部長、中野生涯学習部理事、矢島生涯学習部
副理事（兼）生涯学習推進室長、戸崎人権推進課長、波戸元人権推進課長
代理、両口学校教育課長代理、林学校教育課総括主査、太田政策共創室総
括主査、油谷こども政策課総括主事

●傍聴者：2名

●次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例 骨子について

（2）（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例素案（一次案）について

（3）その他

3. 閉 会

次第1. 開 会

事 務 局

皆さま、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまより、第4回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。

本日、司会をさせていただきます、人権推進課長 戸崎です。よろしくお願ひいたします。本日は、お忙しい中、また遅い時間帯にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さらに、第3回検討委員会の会議録のご確認につきましてもありがとうございます。会議録につきましては、市役所情報公開コーナーおよび、市ウェブサイトにて公開しております。

本日は、まず始めに、事務局より、本日から検討委員会に参加いただく委員のご紹介をいたします。令和4年度阪南市 PTA協議会会長が退任され、令和5年度会長が、本日より参加してください。新委員さま、どうぞよろしくお願ひいたします。ひと言、ご挨拶いただいでよろしいでしょうか。

委 員

（新委員 自己紹介とご挨拶）

事 務 局

ありがとうございました。

それでは、続いて、本日の資料のご確認をお願いいたします。事前にお送りしております、第4回検討委員会次第、資料1 条例骨子、資料2は、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例素案（一次案）のルビがあるものも参考までにお付けしております。参考資料として、こどもの意見聴き取りのためのアンケート集計結果、となっております。資料がない場合はおっしゃっていただきましたらお持ちいたします。

次に、本日の出欠状況についてご報告いたします。本日、大変残念ながら、1名所用のため、ご欠席との連絡がございました。

本日は、全13名の委員のうち12名の出席をいただいでいます。（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本市では、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしております。本日は傍聴者の定員5名に対し、2名の方が傍聴されることとなりましたことをご報告いたします。

また、会議録につきましては、事務局が要旨をまとめ、委員長にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承願ひます。

次第2. 議 題

議 題 1

（仮称）阪南市こどもの権利に関する条例 骨子について

事 務 局

それでは、ここからの議事進行につきましては、（仮称）

阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条により、委員長をお願いします。

委員長

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず、議題1. 条例骨子についてですが、前回の第3回検討委員会にて、委員の皆さまよりご意見いただいたものを基に、委員長・副委員長で見直し、指示したものを事務局が作成しております。

事前に事務局から送付しておりますので、すでに一読いただいていると思います。この骨子を基に表記を整えて条例素案（一次案）を作成しております。本日の第4回検討委員会から、条例素案について検討してまいりますので、骨子については、ここで報告とさせていただきます。

委員の皆さまから、条例骨子について、何かご意見・ご質問はございませんか。

委員

前回の検討委員会を欠席した私だけが疑問に感じているのかもしれませんが、条例骨子第3章の「④学校園等の役割」において、「学校園等」と記載されているのはなぜでしょうか。

「学校園等」の「等」の部分に市立保育所が含まれていると理解していますが、阪南市の教育の振興を図ることを目的とする阪南市教育研究協議会に市立保育所も加入する等、阪南市では昔から市立保育所と教育は連携しています。このことを踏まえ、「学校園等」を「学校園所等」に改めるのはいかがでしょうか。

委員

「④学校園等の役割」について、他の自治体の条例では「子どもが学び育つ施設における保障」と表記している事例があります。「学校園所」と限定せず、「子どもが学び育つ施設」と表記することも検討していただけたらと思います。

委員長

条例骨子の第1章の「定義」において、「学校園等」について、「阪南市にある学校、幼稚園、保育所その他子どもが育ち、学び、遊び、活動するために利用する施設、またその団体やその関係者」記載されているように、学校、幼稚園、認定こども園、保育所に限定していない、より広い概念として位置づけられています。

阪南市内に学校、幼稚園、認定こども園、保育所以外に、子どもに関わる活動をしている団体や居場所があると考えたら「学校園等」をどのように表記するかは、大事な部分になってくると思います。

「学校園所等」という書き方、より広い意味での子どもの居場所を表すような言葉で表す書き方、いろいろもあると思います。ただ、明確に表記しないことにより、対象を把握しにくくなる可能性があります。この点について、委員の皆さまのご意見いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員	<p>「子どもの権利条約」では、「子ども」は「18歳未満のすべての者」とあります。産婦人科小児科で働いている私は、生まれたての子どもを扱っていますが、世間一般で思われている以上に生まれたての子どもは周囲の変化に反応できたり、コミュニケーションができたりします。</p>
	<p>今の議論を聴いていると、子どもの権利をどう考えるかによって、子どもの年齢で権利の内容を区分することもあると思います。「子どもの権利」はどこからどこまでなのか、皆さんが思っている「子ども」はどこからどこまでなのか、一例として、私が関わっている子どもたちのことを申し上げました。皆さんが思っている「子ども」と異なるかもしれませんが、多様な考え方がありと認識してもらえたらと思います。</p>
委員	<p>学べる所は公立の小中学校以外に、通信制、フリースクール等、子どもの居場所は幅広くあります。明確に表記しないことにより、対象を把握しにくくなるという意見も理解しますが、「④学校園等の役割」については、丁寧に議論をする必要があるのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>条例骨子の全体の書きぶりが、全体的に会話で自分の意思を伝えられる人を対象にしたような印象があります。しかし、「子ども」には乳幼児も含まれるので乳幼児の権利をなんとか良い表現で盛り込むことができればと思っています。</p>
委員長	<p>明確に表記しないことにより、対象を把握しにくくなるということについては、例えば、乳幼児も含めて、子どもたちが集まるさまざまな場として、サークルや、フリースクールがありますが、そういう場所も含めて広い範囲で包括する必要があるという視点が一つあります。</p> <p>もう一つ、学校のように教えることを伴う場だからこそ、対応や手法を誤ると子どもの権利を阻害してしまう可能性があるということ意識しなければならない、子どもの権利の保障という視点もあります。</p> <p>「④学校園等の役割」の表記については、委員の皆さまが子どもにどのように関わっているかで考えが変わってくるのではないかとも思っています。ただ、本来この部分に入るべき場が確実に含まれているように見えないことは問題だと思いますので、そのことも意識して議論していただければと思います。</p>
委員	<p>条例骨子第3章に「①子どもの役割」とありますが、「子どもの役割」は必要なのでしょうか。子どもの権利を保障するために、おとなは色々なことに気を付けないといけないし、子どもに権利があるということを伝えていかないといけないなど、「おとなの役割」は理解できますが、自分たちにある権利について学び、知ることが「子どもの役割」となっていることに違和感を覚えます。</p>

- 委員長 「子どもの役割」が盛込まれていることの意義と、逆にどのような懸念があるかについてご意見をいただけたらと思います。
- 委員 他の自治体の子どもの権利に関する条例では、「責務」という言葉が使われていることありますが、「役割」というのは、少し柔らかく聞こえ、新鮮で良いのではないのでしょうか。
「子どもの役割」として、まず、自分たちに権利があるということを知り、その上で他の子にも権利があるということも知って、自分と同じように他の子の権利も大切にすることだと思いが示されているのだと思います。そこに意義があると思います。
- 委員 子ども自身が、「役割」や「権利」というものをいつ、どこで知るのが大切だと思います。一方、保護者は知っているのかということも関係します。子どもが、「権利」について保護者と意見交換することが難しい場合もあるのではないかと思います。
我々おとなが、子どもにどのようにアプローチしていくのか、子どもに関わっていく側のことをどのように表記するのが重要と思っています。
- 委員 子どもが無条件に有する権利を文章で表そうとすると「役割」という表記になってしまうため、それらをおとなの「義務」や「責務」に置き換えて表現すればと思います。
「①子どもの役割」という部分は、うまい表現をされたなと思いましたが、学校も含めて子どもの関わる世界において、子どもが自分自身の権利を特に意識することなく守られているということが大事だと思います。子どもを守るべきおとなの「義務」についてわかりやすく表現した方がよいと思います。
- 委員 私の勤務している市立保育所での話ですが、例えば2歳の子どもたちが、おもちゃの取りあいになった際に、保育士が間に入ってお互いにどう思っているのかを子どもたちに知らせています。それが、互いの権利を大切にすることだと思っています。何歳であっても、おとなが支援することで、相手がどう思っているのかを知ることができ、その知ることが、相手の権利も大切にすることに繋がっていると思うので、「子どもの役割」という内容があってもよいと思います。
- 委員 子どもは乳幼児であっても自分の気持ちを伝えることができるということを、この委員会の会議で言われてきていることを踏まえ、子どもは生まれながらに権利の主体であるということを通認識としておく必要があると思っています。
「【参考資料】アンケート集計結果」を見ると、「子どもの権利条約を知らない」という子どもが多く、言い換えれば、

「子どもは自分に権利があるということを知らない」ということです。さらに、保護者も同様の結果となりましたので、子どもが自分たちにある権利について学び知ることは、「おとなの役割」と考えます。おとなが、子どもの権利を知らせていくことで、子どもが自分たちの権利について知り、その結果、他の子どもも自分と同じ権利を持っているということを理解すると思うので、「子どもの役割」とする必要はないと思います。

委員 海外では、子どもたちが自分の意見を言い合うディベート（＝ある特定のテーマの是非について、2グループの話し手が、賛成・反対の立場に別れて、第三者を説得する形で議論を行うこと）を学校の授業にとりいれられています。そのディベートをする場を与えるということは、「おとなの役割」と考えますが、その場で意見を出し合うことは「子どもの役割」と整理できると思います。

委員長 自分たちには権利があり、意見を言うことができるということを子どもたちはどう思っているのでしょうか。実際、学校や家庭で子どもを見ていてどう感じられるのでしょうか。

委員 小学校では、実際のところ子どもたちが自分の権利を主張していくという場面は、そんなに見られません。ただ、教職員はもちろん、子どもたちも人権について学ぶ中で、他の人たちの人権を守らないといけないという意識は学校全体に浸透しつつあると思っています。

自分たちに権利があることを知ることは大事だと思います。さらに、「①子どもの役割」に書かれているように他の子どもにも権利があることを知ることで、自分同様に他の子どもの権利を大切にしようとする意識が芽生えると思います。そういう意味でも、この文言が盛込まれている意義があると思います。

委員 中学校では、色々な学習をしていく中で、また、生徒会活動等の取組を通して、権利ということを徐々に理解していくものだと思います。中学校でも、自分の権利があるということと他の人の権利も当然あるということを伝えて、自分だけの気持ちを主張するのではなく、自分と相手の双方の気持ちを考えていくことを伝えていきます。子どもたちは、おとなに近づく過程で、人権教育等を通じてはもとより、普段の生活の中でも、そういう意識を養いながら少しずつ成長しています。

委員長 権利を行使する主体であるということと人権感覚を育んでいくということの両方を意識している文言としては、私は、この意味合いの内容は盛込まれてもいいのではないかと思います。

ただ、子どもは自分たちにある権利を知るという役割はあるが、「子ども自身がそれを知る、自分たちの権利ということに

出会う場であったり、機会を作ったりするという役割は、例えばおとなであったり、雇用者であったり、学校園所というところにあるんだ」という意味合いのことが書かれていないと、バランスが悪いと感じます。そのため、このバランスを調整しながら盛込んでいく必要があるのかなと思います。

これまでの議論を聴き、「子どもの役割」について様々なご意見があることを認識し、その上で、私としては、「子どもたちが自分たちの権利について学び知り、さらに、他の人の権利を大切にすること」を学ぶということ」に対する「おとなの役割」を明確にした上で、「子どもの役割」も盛込んだ方がいいのではないかと思います。

委員 私が関わる高齢者の中には、子どもは自己主張ばかりするわがままなものだと決めつけている方もいます。この条例ができることによって、「子どもたちは権利を主張するだけでなく、しっかりと役割を担っているんだよ」ということが少しでも伝わればよいと思います。

もちろん、おとなたちが役割を果たす必要がありますが、ここに「子どもの役割」を盛込んでおくことによって、お互いの役割を理解してもらえたらと思いますので、「子どもの役割」は盛込んだ方がよいのではないかと思います。

委員 「子どもの役割」が盛込まれていることによって、人権について学習する場面において、子どもが自分自身の役割を自覚して臨むことができるのではないかと思います。

委員 「子どもの役割」が、第3章の一番目に記載されていることについて議論する必要があるのではないのでしょうか。

子どもの権利を保障するため、「おとな」、「保護者」をはじめ、子どもの周りの人たちの役割を先に位置付け、その後に、「子どもの役割」を盛込むと理解しやすいのではないかと思います。

委員長 条例骨子及び条例素案（一次案）の第三章では、順番的に、まず「子ども」を位置付け、その「子ども」からだんだん周りへ広がっていくイメージで記載されています。その逆の順に記載してはどうかというご意見でしたが、いかがでしょうか。

委員 子どもの権利のことですので、私たちおとなが、子どもの権利を守っていくことが大切で、そのような社会を作っていくことが子どもだけではなく、おとなも含めてみんなが優しく生きられる社会を作っていくことにつながると思います。

第三章の最初に、「子どもの役割」が盛込まれていることは、生まれてすぐの子どもたちは無理かもしれませんが、みんなが優しく生きられる社会を子どもたちも一緒に作っていく、そのために、子どもたちへのメッセージとして、「子どもの役

割」を示しているところに特色があるように思います。

委員 条例素案（一次案）の「（子どもの役割）」第8条の第5号では、「自分の考えや意見を積極的に表現すること。」とありますが、これは、言い換えれば、「子どもは自分の意見や考えを積極的に表現してもいいということ」をおとなが子どもに伝えていくということだと思います。「子どもの役割」に盛込んでいることは全て、「おとな」、「学校園所等」、「地域社会」など、子どもに関わる全ての人の果たすべき役割とする表現に替えてはどうかと思います。

将来、子どもはおとなになります。子どもの権利が守られた子どもたち、意見を認めてもらって育った子どもたちが、5年後10年後におとなになることで、自然な流れで子どもの権利が守られる社会になっているのではないかと思います。

委員長 子ども自身が権利の主体として育つということが大切だということ、委員の皆さまの意見で共通していると思います。このことを前提として、「子どもの役割」という形で表現するか、それとも、「おとなの役割」の中に盛込んでいくのか、という議論になっていると思います。

権利の主体である子どもにめざすべき将来像を示すことなく、一方的におとなが役割を果たします、こういう場を作りますということだけが盛込まれているのは適切か気になります。

「子どもの役割」という形で表現することのインパクトは確かにあり、「子ども自身が努めなければならない」と受け止めると、表現として少し強く感じる方もいると思います。

そこで、子どもがこういう力を持っている人に成長できるように、周りのおとなが行動しましょうという内容を第3章の初めに新設するのはいかがでしょうか。

例えば、「全てのおとな、社会を含めた周りの人が、子どもたちに、権利の主体となるためにこういうことを基本の姿勢として持つておきましょう」ということ、「子どもが自分の権利を知って使える人になっていく」ということや、「他の人の権利についても理解して守っていくことができるようにしていく」ということを「おとな」、「学校園所等」、「地域社会」など、子どもに関わる基本的な姿勢として位置付ける折衷案的な条文を新設することを提案します。

委員 その案でいいのではないのでしょうか。第3章の初めに、子どもとおとなの両方を含めた形で、第8条の前に新たな条文を盛込むということであれば良いと思います。

委員長 ありがとうございます。「おとなの役割」だけが記載されていると、子どもは守られるだけの存在として位置づけられることになってしまい、それはこの条例の目指すところと違うと思います。自分の権利を行使できる人に育って欲しいということ

や、自分と他の人の権利がぶつかり合った時に調整する力も必要であると考えます。そのため、折衷案を提案したところですので、この折衷案に基づいて第3章の表記を調整してまいります。

副委員長 子どもの権利は、私もやはり大事にしたいことは、子どもは権利の主体であるという部分だと思えます。やはり、子どもたち自身も権利を守るということを意識していくことが、やがておとなになり、よりよい社会につながっていくと考えます。委員長の折衷案のような文章を加えながら、子どもにも自分たちの役割というのを意識して欲しいと思えますので、私は条例の中に「子どもの役割」のような内容を入れることはすごく新鮮で、必要だと思っています。

委員 条例素案（一次案）の第1章の「（目的）」第1条に、「…子どもに関わる様々な主体が…」とあります。この目的に記載されているように、子ども以外の方が子どもの権利を保障するために取組みましようとなっているので、「子どもの役割」は、おとながすることとして表現を変えていけばよいのではないかと思います。

事務局 今、条例素案（一次案）の第1条の内容をもって、第3章の条文の内容を見直すべきとのご意見がありましたがお示ししている第1章の「（目的）」第1条についても、あくまでも、本委員会で議論してもらうためのたたき台として事務局がまとめた文章です。そのため、「（目的）」第1条の内容から他の条文の内容を導き出そうとする前に第1条の内容についても議論していただく必要があると考えます。条例素案（一次案）全体がたたき台というご認識の上で、ご検討いただきますようお願いいたします。

委員長 先ほど提案しました折衷案については、ご賛同いただいているかと思えますので、この案で調整をすすめて参ります。

さまざまなご意見を出していただいているところではあります。条例素案について検討していく中でも同様の議論になるかと思えます。時間の都合もございますので、次の議題の検討に入り、そこで、条例の内容、条文の表現等についてご意見を出していただければと思えますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

議題2 (仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例素案（一次案）について

委員長 それでは続いて、議題2「(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例素案（一次案）について」に移ります。
検討に入る前に、まずは事務局から、説明願います。

事務局

事前に配布しております資料2をお願いします。こちらにつきましても、先ほど申しましたとおり、本日の検討委員会で議論していただくためのたたき台とご理解ください。また、体裁の都合上、条例名から（仮称）を外しておりますが、条例名が決定したということではありません。

次に参考資料をお願いします。前回の検討委員会にて、検討委員会として、子どもの声を聴きとるためのアンケートを行うこととなりました。本資料は、その結果を集計したものとなっています。

これから、条例素案の内容、文言等を協議するにあたり、必要に応じてご活用ください。

資料2にお戻りください。

1ページは、目次、第1章になります。これまで、前文を記載するかどうかの議論がなされていなかったので、記載のとおりとしています。

第1章は、目的と定義になります。目的については、骨子に記載した内容を基に、目的がより伝わりやすく整理しています。

定義については、前回の検討委員会での協議内容を踏まえ、「おとな」に関する項目を追加しております。

2ページは、第2章になります。こちら、前回の検討委員会での協議内容を踏まえ、「子どもの権利条約」と合わせた4つの柱について、記載しております。

第4条から、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を記載しており、それぞれ3号ずつ記載しています。

3ページから5ページにかけては第3章になります。こちら、前回の検討委員会での協議内容を踏まえ、子どもの役割を追加しています。第2章と異なり、それぞれの条文の号数は揃っていません。

5ページをお願いします。第4章については、骨子の内容を大きく変更せず記載しています。

6ページの最後に第6章雑則を記載しておりますが、申し訳ございません。第5章に訂正をお願いいたします。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

委員長

事務局からの説明にありましたように、あくまでこの素案一次案は、議論しやすくするためのたたき台です。

子どもの意見のアンケート集計結果や、これまでの資料等も参考にしながら、素案の検討に入りたいと思います。

第1章から順番に、集中的な協議ではなく、全体を見ながら、協議を進めたいと思います。

ご意見はございませんか。

委員

第4章子どもに関わる施策の推進について、第1章の目的

や市からの諮問書においても、子どもが社会を構成する主体であると書かれています。そのため、第14条を、子ども・子育て当事者等の意見の反映ではなく、子どもの意見の反映に絞るべきではないでしょうか。子どもの意見の汲み取りはとても大切なことだと思います。これまでは、子どもの声を聞いていなかった、あるいは、聞くことが少なかったと思いますが、子どもたちに意見を聞く機会を与えると、きちんと意見を言うことができると思います。少なくとも、子どもと子育て当事者等と併せて表記することは、子どもたちの意見を聞く大切さがぼやけてしまう懸念があります。保護者の支援も当然必要なことだと思いますが、子どもの声を聞き取ることが大事だと思います。

また、子どもの意見をまちづくりに活かすためにも、子どもの声を聞きとるための具体的な取組として、子ども会議の設置を条例に記載すべきではないでしょうか。

委員長 子どもの意見を聞き取ることの強調と子ども会議の設置についての意見が出されました。まず、1つめについてはいかがでしょうか。私も分けてもいいかとは思いますが。

委員 子どもと子育て当事者の意見が相反する場合、同時に聞くことで、保護者の意見を優先してしまう可能性があります。一緒にすると曖昧になってしまうだろうと思います。

ただ、子どもの意見を子ども会議で聞き取るということについては、他のやり方も考えないといけないと思います。子どもの権利ということや子どもが意見を持っているということをまずは知らなければいけないと思います。

委員長 子どもと子育て当事者は分けて示すということによろしいでしょうか。

《異議なし》

委員長 2つめの子どもの会議の設置についてですが、この検討委員会の位置づけや市の予算の都合など、様々な課題があると思います。子ども意見の聞き取る機会の具体的な取組内容を条例の素案に含めてしまっても良いのか、あるいは、答申に何らかの形で示すのかを議論する必要があります。また、当然、答申に示す以上は、この委員会として責任を負わなければならないこともあると思います。色々な観点からご意見を頂戴したいのですが、いかがでしょうか。

委員 事務局に確認したいのですが、今、検討委員会で色々な意見を出し合い、話し合っています。この検討委員会で話した内容や施策は、この後、どのようにまとまっていくのでしょうか。

事務局	<p>子どもの意見を聞き取る機会も含めて、まずは、検討委員会に議論いただきたいと考えています。</p>
委員	<p>条例を作るには、議会で審議されることだと思います。条例の中に施策を伴った取組があれば、当然実行していかなければなりません。検討委員会では議論しましたが、市として条例には書けませんでしたということはおかしいと思います。</p> <p>費用の発生を伴う施策を含む条例になっても良いという覚悟はされているということでしょうか。</p>
事務局	<p>阪南市として、子どもの権利に関する条例を策定したいと考え、策定するに当たり、様々な立場の方から色々なご意見を聞きたいということで検討委員会の皆さまにご議論いただいております。</p> <p>この後の流れとしましては、検討委員会に議論していただいた結果、検討委員会としての答申をいただきます。その答申を踏まえ、市としてどういう条例を作っていくのかということに改めて考えていくこととなります。</p> <p>さらに、その考えた結果、正式な素案としてパブリックコメントを行います。この検討委員会の委員の方々も含め、広く市民の方々からのご意見をいただき、その意見を踏まえて、市として議案を作成し、市議会に提案させていただき、議会での議論を経て最終的に市の条例となるというプロセスをたどっていくものになります。</p> <p>繰り返しになりますが、検討委員会の皆さまには様々なご意見を出し合い議論を交わしていただいて、検討委員会としての答申をいただき、その後、改めて市としてその答申について検討させていただくということになります。</p>
委員長	<p>今の説明を受けた上で、子どもの意見の反映方法をどのように答申に含めるかを議論していきたいと思います。</p> <p>また、議論を踏まえ、方針を示すのか、あるいは、より具体的な会議名等を書くのかなど、どのように答申に反映していくかを議論する必要があります。</p> <p>さらには、条例の実施状況の評価などについて、どこが担うのかも考える必要があります。</p>
副委員長	<p>基本的に条例は普遍的なものであるべきだと思っています。意見を聞き取る場として、子ども会議の設置という意見も理解できますが、その会議で全ての子どもの意見を聞き取ることは難しいと思います。</p> <p>14条に、保護者、学校園所及び地域社会は、子どもの最善の利益につながるように子どもの意見を聞く機会を持つことについて書かれています。意見を聞く場としては子ども会議もあると思いますが、学校においては、先生たちが子ども</p>

の意見を聞くよう努める、地域においては、子どものための活動等で子どもと接する人たちが、子どもの意見を聞き取るように努力するということが必要だと思います。加えて、子ども会議の開催も必要であればと思いますが、条例にこの会議だけを入れていいかどうかは、議論したほうが良いと思います。

委員 この検討委員会は、諮問を受けて始まっています。そして、この委員会として答申する。そして、市は条例として市議会に諮っていくという流れでいいですか。

事務局 市としてこの条例を策定するために諮問しておりますので、答申をいただき、その答申を踏まえて検討したものを市議会に上程していくということにつきましては、第一回検討委員会でお渡ししましたスケジュールに沿って行ってまいります。検討状況により、スケジュールがずれることはあるかもしれませんが、市としてこの条例を策定するという基本姿勢を明確にしておりますので、素案がどのようなものになるか現時点では何とも言えませんが、市議会に上程することは間違いなく行っていきます。

委員 子ども会議のように費用の発生するものが、例えば答申に盛り込まれた場合は、市として、その具体的な施策について、その内容や予算等についても併せて考えていかれるということでしょうか。

事務局 現時点で、予算のことを踏まえどこまでできるのかということはお話できませんが、提出いただいた答申を踏まえ、その時点での財政状況も見定めた中で、できることを行っていき、すぐにできないことについては、将来の課題として残すというような方法も考えられます。

まずは検討委員会において、条例の内容をご議論いただきたいと考えております。

委員 条例の性質上、副委員長もおっしゃられたように、大前提として、一定の普遍的なものでなければなりません。制定後に改正することは当然あり得ることですが、子ども会議については、個々の施策になります。

例えば、13条にある市の責務のように、今後この条例が出来上がったあとに、子どもの意見を聞く方策等の個別のことは施行規則で定めるという方法や、子ども会議の要綱を作り、実施していくということは、市が考えるべきことだと思いますので、検討委員会として子どもの意見を聞く方法を議論したとしても、条例の中に盛り込むのはあまり適切ではないと思います。

- 委員 子どもと関わるおとなが、子どもに信頼されていれば、そのおとなが子どもの声を聞き取ることにはできると思います。まずは、身近なおとなが子どもの声を聞き取ることから始めてみてはどうかと思います。
- 参考資料に示されたアンケート結果が全てではないと思いますが、残念ながら、周りにいるおとなにして欲しいことやわかって欲しいことについて、特にないという回答が予想より多いという結果でした。子ども会議のことを条例に書いたとしても、現状では、子どもたちがそこで意見を言えるかというとな難しいのではないかと感じています。
- まず、それぞれの活動する場所で、子どもたちが思っていることを言ってもいいんだということを認識できるようにすることから始めていく必要があると思います。
- 委員 子どもたちと関わる際に、おとなが聞こうとする姿勢を持ち、子どもたちが何を考えているのかを考えることは大事なことです。いきなり子ども会議で聞き取るのではなく、日々のそれぞれの立場の中で子どもの声を聞き取るのは大事なことで大前提だと思っています。
- ただ、それぞれの活動の場で聞くということだけでは、子どもの意見がまちづくりに関わっていけるのかということに疑問を持っています。子どもも含めた共創によるまちづくりということは、阪南市独自のものだと思っています。そのため、検討委員会の答申としては、子ども会議のことは外してほしくありません。
- 阪南市で育つ子どもたち、子どもの周りにいるおとなたちが元気であるためには、やはり子どもたちが元気でいなければならないと思います。子どもの元気を引き出すには、その子に寄り添って、その子の声を聞く。意見を言ってもいいんだということがわかれば、子どもは生き生きしてきます。答申には、子ども会議のことは入れてほしいと思います。
- 委員 私が活動しているところでは、子どもたちが何度か通うなかで、慣れてきてマナーが身につけてきます。子どもたちには、周りのおとなの姿勢から、意見を聞いてくれるんだということが伝わり、何でも話してくれるようになっていきます。
- 先日、市長が活動の様子を見に来てくれ、子どもたちと一緒に座って、色々な話を聞いてくれました。子どもたちは、聞いてくれるということがわかって、市長にスケートボードのできる公園を作りたいとその場で要求していました。
- 子どもたちはいつもスケートボードを持ってきて遊んでいますが、住民の方にはうるさいと苦情を言われてしまいます。こんな可愛そうな事はないと感じています。やはりおとなが子どもの意見を聞くよということをこの条例に組み込んで、その子どもが思っていることを何でも言ってもいいんだよということを伝えていくために、子どもたちの会議でなくても、

そういうお互いの意見を交わし合うことが必要ではないかと思ひます。

委員 今まで通りのやり方では、何かがたりないのではないかと思ひます。今ある場を広げること必要だと感じます。

先ほどの委員が活動されている場では、そこに来ている子どもたちが高齢者を含むおとなの方と交流し、意見を言っています。そういった場が他にもできて、子どもが元気になっていくということが現実的に必要なことだと思ひます。

こうした場を作っていくことをこの街の特徴となるよう、条例を作成するのであれば、子どもが元気になるような場について、答申には入れていただきたいと思ひます。

委員長 条例ですので、大きな方向性を示すということが必要であると思ひます。同時に、子どもたちの声が市政に反映していく流れを示しておかないと周りにいるおとなの努力義務のような話になりかねないと思ひます。

このあたりを条例にどう書いていくのかということ意識しながら、会議の名前を書くということよりも、子どもの声を聞いた上で施策を行っていく、反映するという流れを盛り込むことになろうかと思ひます。ポイントになるのは、14条と同時に13条であると思ひます。

また、小さな子どもについて考えた時に、子どものそばにいて、子どもの思ひを聞き取って代弁する人も必要になりますので、その人たちの声も含めて届くような仕組みについて考えていく必要があります。例えば、0歳、1歳、2歳の子どもたちの声は、どういうふうに聞き取っていくのかということです。代弁してくださる方がいなければ伝えられなかったり、代弁する方の聞き取り方が悪ければ違う意見として伝わったりすることもあります。おとなが子どもを権利の主体として認めるということを示した上で、子どもの意見の聞き取りや反映する仕組みについて書いていかなければ、違和感のある条例になってしまう可能性があります。

答申に、具体的な意見を聞き取る場を書くのか、それとも、意見を聞き取る仕組みに留め、その仕組みを、その都度検討していくことを書くのかなどが考えられますので、今出ている意見を基に、子どもの声の受け止め方、反映の仕方について、整理する必要があります。

次回以降、改めて検討します。

他にご意見ございませんか。

委員 子どもの権利を侵害する大きな要素というのは、虐待であると思ひます。虐待の防止について、11条に学校園等の役割というところで書かれています。虐待防止は、社会全体でこれを防止していかなければならないことだと思ひます。第20条にも、保護者、学校園等および地域社会が主語にな

		<p>って書かれています、おとなということが抜けており、社会全体で取り組むという書き方にする必要はないかと思います。</p>
委員	員	<p>第5条で、辛い時には休むとありますが、辛い時だけではないと思いますので、辛い時という言葉は抜いてはどうかと思います。</p>
委員	員	<p>4ページの第10条、保護者の役割の部分に大きな責任を認識し、という表現がありますが、確かに責任はありますが、この表現だと家庭だけに責任を押し付けるようなイメージを持ってしまいます。第一義的などという表現が適切ではないかと思います。</p> <p>また、第4章の施策の推進について、子どもの居場所づくりと遊び場という文言を入れてほしいです。子どもには、遊べる場、活動できる場があることが、安心できる地域の居場所になると思います。</p>
委員	長	<p>この辺りは、次回の重要な論点になると思います。</p>
委員	員	<p>第10条の第4号に、困った時は、ひとりで抱え込まず、援助を求めるとありますが、援助を求めることや求め方を知らない保護者もいます。</p> <p>今は、SNS等でやり取りしており、集まって相談することが少ないのだらうと思います。援助を求めていいんだということをもう少し示せたら良いと思います。保護者もSOSを出してもいいんだという内容にしたいと思います。</p>
委員	長	<p>14条にある子どもと子育て当事者とを分けて記載する際に、今のご意見も盛り込んでいきます。</p>
副委員	長	<p>10条の始めに、保護者は、養育の第一義的な責任はある一方で、例えば、支援が必要な場合には、相談したり協力を求めたりすることができるということを記載した方がよいのではないかと思います。</p>
委員	員	<p>前文については、載せるのでしょうか。</p>
委員	長	<p>前文については、みなさまいかがでしょうか。</p>
委員	員	<p>熊取町の条例にも前文があり、前文があるところが多いようですので、必要かと思います。</p>
委員	員	<p>前文に委員の思いがあって、条文には、どうしていくのかということが書かれていくものだと思います。前文がないのは、寂しいと思います。</p>

委員 今までの経過もありますし、委員長・副委員長と、事務局の方たちで、ある程度作っていただいて、次回に案を出していただきたいです。

委員長 骨子の目的の部分を整理して、その部分を踏まえて前文は入れる方向でいきます。

様々なご意見を出していただきましたが、基本的な思いについては共通理解を図れたのではないかと思います。どこまで条例に書いていくのかということは、まだ議論が必要だと思しますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日のみなさまの意見を事務局が整理し、委員長・副委員長で点検、見直し、事務局へ指示をしながら、条例素案（2次案）としてまとめていきますので、それを基に、さらなる議論をお願いします。

議題3 その他

委員長 それでは、「その他」に移ります。
他に何か事務局から説明や連絡はありますか。

事務局 <事務局より事務連絡>
次回の本委員会については、12月頃に開催する予定として
います。先ほど、委員長からのお話にもありましたとおり、本
日の協議の内容を踏まえて、次回の検討委員会も条例素案につ
いて検討していただきたいと考えておりますので、よろしくお
願い申しあげます。

次第3. 閉会

委員長 本日の議題は、すべて終了しました。進行を事務局にお返し
します。

事務局 皆様、お疲れさまでした。円滑な会議運営にご協力いた
だき、ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。
長時間にわたりご協力いただき、誠にありがとうございました。

終 了